

平成28年

寒河江市農業委員会第3回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会
第3回総会

日時 平成28年3月25日（金）午前9時00分
会場 寒河江市役所1階 議会会議室

出席委員

1番 加藤友康	2番 菊地ひとみ	3番 土田彦雄
4番 猪倉通文	5番 黒田祐一	6番 影沢政俊
7番 土屋喜久夫	8番 菊地弘美	10番 大泉邦彦
11番 眞木早百合	12番 相原稔	13番 小野義和
14番 佐藤義広	15番 奥山眞治	17番 鈴木久一
18番 柏倉吉美	19番 渡辺宏	20番 木村三紀

欠席委員

9番 石山邦一 16番 菅井孝一

事務局

事務局 局長	原田真司	局長補佐	鈴木隆
農地係 係長	三井洋明	総務係 係長	高子英晴
総務係 主任	村上千尋	農地係 主事	佐藤友彦

議事

- (1) 議第10号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (2) 議第11号 事業計画変更申請書の審議について
- (3) 議第12号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (4) 議第13号 非農地証明願の審議について
- (5) 議第14号 農用地利用集積計画書の審議について
- (6) 議第15号 平成28年度寒河江市農業委員会運営方針（案）について

開会 午前 9時29分

木村議長 それでは、ただいまより寒河江市農業委員会第3回総会を開催いたします。よろしくお願ひします。

 まず、総会の成立についてですが、本日の出席者は総委員数20名中、出席委員18名で在任委員の過半数が出席しておりますので総会は成立いたします。

木村議長 次に、「議事録署名委員の選任」ですけれども、恒例により議長に一任いただけますでしょうか。

 (「異議なし」の声あり)

木村議長 それでは、13番・小野義和委員、15番・奥山眞治委員にお願いします。

 次に、「書記任命」ですが、高子係長にお願いします。

木村議長 次に、「報告事項」ですが、事務局からありましたらお願いします。

事務局(農地係長) 報告事項についてご説明させていただきます。

 (報告事項朗読)

木村議長 ありがとうございます。

 ただいまの報告について、何か質問はございませんか。

 (「なし」の声あり)

木村議長 ないようですので、ほかに事務局からありませんか。

事務局（局長補佐） 先ほど申し上げた追加議案のほう、よろしくお願ひいたします。

木村議長 先ほど報告がありましたように追加議案が1件ございます。事務局より追加議案が配付されました。早速、議事に入ります。

木村議長 まず初めに、追加ありました議案、議第16号「事務職員の任免について」を上程します。
事務局より説明をお願いします。

事務局（局長） それでは事務局より、議第16号「事務職員の任免について」ご説明申し上げます。

お手元の資料のとおり、鈴木隆事務局長補佐が転出となります。また、農地係の三井係長が転出となります。同じく農地係の佐藤友彦が転出になります。

それにかわりまして佐藤利美が事務局長補佐として転入になります。また、佐藤陽一が総務主査として転入になります。また、國井茂伸が主事として転入になります。また、村上千尋が総務係主任から係での異動になりまして、農地係の係長ということで昇任でございます。

以上で説明を終わります。

木村議長 ただいま事務局より、事務職員の任免について説明がありましたけれども、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長 ないようですので、それでは採決いたします。
議第16号「事務職員の任免について」、原案のとおり決定

することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第16号は原案のとおり決定しました。

木村議長 それでは、議第10号から農地法関連の議案について上程します。

(1) 議第10号「農地法第3条の規定による許可処分について」

(2) 議第11号「事業計画変更申請書の審議について」

(3) 議第12号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」

(4) 議第13号「非農地証明願の審議について」

(5) 議第14号「農用地利用集積計画書の審議について」

以上、議第10号から議第14号まで一括上程します。

次に、議事参与の制限についてですが、議第14号農用地利用集積計画書の審議について、10番の大泉邦彦委員、14番の佐藤義広委員がそれぞれ関係委員となっております。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。渡辺会長職務代理者、よろしくお願いいたします。

渡辺委員 去る3月23日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会にかかわる案件について、各地区担当委員による調査結果の報告に基づく審査と、事前審査会における現地調査として、農地法第5条案件1件、非農地証明願案件3件の合計4件を実施し、審査しました。

議第12号農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について、順位14番、寒河江地区の宅地分譲用敷地造成

の案件であります。この案件は宅地分譲用敷地造成のための転用となっております。現場は都市計画区域内、準工業地域内の農地で、市街地に位置し、周囲は住宅、店舗等も建ち並んでおります。また、申請されました事業計画も特に問題ないと判断しました。

次に、議第13号非農地証明願の審議について、順位2番、白岩地区の案件です。この土地は、以前は畑として利用しておりましたが、20年以上前、農道拡張のために農道として提供したとの申し出どおり農道として活用されていたため、異議はありませんでした。

次に、順位3番、寒河江地区の案件です。この土地は、平成元年に車庫等の建設のために転用許可を受けた農地であり、一度は許可どおりに建設したようですが、現況は砂利敷の更地になっていました。しかし、長年にわたり農地としての活用がないと判断したので、異議はありませんでした。

順位4番、寒河江地区の案件です。この土地は、昭和62年に店舗及び駐車場用敷地としての転用許可を受けた農地であります。現在は建物の利用状況は変更なっておりましたが、許可後から長年にわたり店舗及び駐車場用敷地として活用されていると判断したので、異議はありませんでした。

なお、その他申請されました案件については、全て異議なしとされたところです。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いいたしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

それでは、ただいまより地区審査に入ります。

審査時間については30分程度としまして、10時15分までとさせていただきます。

それでは地区審査の間、暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時41分

再開 午前 10時14分

木村議長 それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第10号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、西根地区、鈴木久一委員をお願いします。

鈴木委員 はい、議長。17番、鈴木です。

(議案書順位12番朗読)

去る3月19日に加藤委員と現地を調査してまいりました。現地はちょうど西根のびっくり市の東北方向の裏通りとみなします場所で、まわりはサクランボで、これはちょうど約1反歩ぐらいの土地でありました。既に耕されていて、野菜等を作付するには便利な場所かなということで見えてまいりました。

計画どおりであれば何ら問題ないという形で見えてまいりました。

次のページをごらんください。

(議案書順位13番、14番朗読)

この13番、14番ともに賃借人の■■■■さんの隣の畑でありまして、長年、当地域では遊休農地ということで頭を抱えてきた土地でありまして、このたびようやく耕作を見直されたとい

うことで、担当としても安堵しているところであります。

去る3月11日、加藤委員と現地を視察してきたところであります。事前審査会におきましても異議はありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

次に、高松・醍醐地区、猪倉通文委員をお願いします。

猪倉委員

はい、議長。4番、猪倉です。

(議案書順位11番朗読)

借人が■■■■さん、これは■■■■さんとの親子による経営移譲でありまして、何ら差し支えないと見てまいりました。地区審査においても異議はございませんでした。

以上です。

木村議長

15番。

猪倉委員

(議案書順位15番朗読)

ここは■■■■さんの土地で■■■■さんが隣の畑を借りておりましたが、ここのわずかな1筆が手続のミスのために借りるということになっておりませんでした。このたびそれがわかりまして、正式に契約を結ぶということでもあります。これも3月20日、影沢委員と現地を見てまいりましたが、何らこれはこのまま耕作できるんでないかと判断してまいりました。地区審査においても異議はございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局（農地係長）

順位 1 1 番から順位 1 5 番は、農地法第 3 条調査書に基づく調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たしていると考えます。
以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第 1 0 号「農地法第 3 条の規定による許可処分について」、申請どおり全て許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長

全員賛成ですので、議第 1 0 号は申請どおり全て許可決定いたします。

木村議長

次に、議第 1 1 号「事業計画変更申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

寒河江地区、佐藤義広委員をお願いします。

佐藤委員

はい、議長。1 4 番、佐藤です。

11ページをお願いします。

(議案書順位2番朗読)

この件につきましては3月19日、菅井委員と現地を調査してきました。現地は既に宅地造成も終わり、ちょうど今建設中でした。この計画どおりであれば何ら問題はないと見てきました。なお、地区審査でも異議はありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局(農地係長)

順位2番は、宅地分譲用敷地への転用許可の事業計画を変更するものであります。変更理由としては、宅地分譲を行う目的で宅地造成を行ったが、より顧客ニーズに対応するよう1区画の面積を当初計画より広くしたいためということであります。

また、変更内容としては当初事業計画の4区画から3区画に変更するというものであります。計画変更後の内容も農地転用許可基準に適合するものであるため、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第11号「事業計画変更申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第11号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

木村議長 次に、議第12号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江地区、佐藤義広委員をお願いします。

佐藤委員 はい、議長。14番、佐藤です。

(議案書順位13番朗読)

この件につきましては3月19日、菅井委員と現地を調査してきました。周辺地域は既に住宅地であり、計画どおりであれば何ら問題ないと見てきました。また、地区審査でも異議はありませんでした。

(議案書順位14番朗読)

この件につきましては3月23日、事前審査会において現地を調査してきました。周辺地域は既にアパートとか宅地に開発が進んでおり、申請事由であれば何ら問題ないと見てきました。また、地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長 次に、高松・醍醐地区、猪倉通文委員をお願いします。

猪倉委員 はい、議長。4番、猪倉です。

(議案書順位12番朗読)

これにつきまして3月20日、影沢委員と現況を見てまいりました。この土地は屋敷内で丸々おさまっております、何らほかの農地には影響を与えないのではないかと判断してまいりました。地区審査においても異議はございませんでした。

以上です。

木村議長 ありがとうございます。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局(農地係長) それでは許可要件については、ご説明する前に議案書のほうに加筆していただきたいことがございまして、お願いしたいと思います。

まず1つは、議案書の11ページ目をごらんいただきたいと思います。先程事業計画変更のほうの議題についてご承認いただきましたけれども、改良区の意見の欄、空欄になっていたところを、3月23日付で「可」というふうな意見をいただきましたので、「可」ということで加筆いただきたいと思います。

また、13ページをごらんいただきたいと思います。農地法第5条の順位12番のところなんですけれども、こちらも改良区の意見の欄は空欄となっておりますが、3月23日付で「可」というふうなことで意見書をいただいておりますので、「可」ということを加筆いただきたいと思います。

それでは、許可要件についてご説明いたします。

順位12番は、美術品収蔵庫への転用となっております。農地区分は申請地からおおむね500メートル以内に鉄道の駅、軌道の停車場または船舶の発着場が存在することに該当し、第2種農地と判断いたします。第2種農地は原則不許可ですが、代替性がなく問題ないと考えます。

順位13番は、住宅建築用敷地への転用となっております。農地区分はいずれも都市計画区域内にある用途地域にある農地であり、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので問題ないと考えます。

順位14番は、宅地分譲用敷地造成に係る転用となっております。農地区分は都市計画区域内にある用途地域にある農地であり、第3種農地と判断します。第3種農地であっても通常、宅地造成のみの転用は認められておりませんが、用途地域にある農地については例外として宅地造成を目的とした転用も認められており、問題ないと考えます。また、農地転用一般許可基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はありませんでしたので問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第12号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第12号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

木村議長 次に、議第13号「非農地証明願の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江地区、佐藤義広委員をお願いします。

佐藤委員 はい、議長。14番、佐藤です。

(議案書順位3番、4番朗読)

順位3番、4番につきましては3月23日、事前審査会にて現地調査をしてきました。申請事由のとおりであり、非農地証明について何ら問題はないと思われます。また、地区審査においても異議はありませんでした。

以上です。

木村議長 ありがとうございます。
次に、白岩地区、眞木早百合委員をお願いします。

眞木委員 11番、眞木です。

(議案書順位2番朗読)

順位2番について、事前調査会にてみんなで現地を確認してきました。先ほど事務局のほうから説明があったとおり、既にコンクリートが敷いてあり、非農地でいいと現地確認をしてき

ました。先ほどの説明のとおりであり、問題はないと思われ
ます。白岩地区でも問題はありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、事務局から補足説明があればお願いします。

(「特にありません」の声あり)

木村議長

ないようですので、これより質疑に入ります。

ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言
のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第13号「非農地証明願の審議について」、原案のとおり
決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第13号は原案のとおり決定いたしま
した。

木村議長

次に、議第14号「農用地利用集積計画書の審議について」、
10番の大泉邦彦委員、14番の佐藤義広委員がそれぞれ関係
委員となっております。関係委員は退席をお願いします。

(大泉邦彦委員、佐藤義広委員、退室)

木村議長 失礼しました。土屋委員もだそうであります。

(土屋喜久夫委員、退室)

木村議長 それでは、地区担当委員より議案の朗読と地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江地区、小野委員をお願いします。

小野委員 はい、議長。13番、小野です。

18ページをお開きください。

(議案書朗読)

いずれも中核農家、認定農業者であり、地区審査で異議はございませんでした。

以上です。

木村議長 ありがとうございます。

次に、西根・三泉地区、鈴木久一委員をお願いします。

鈴木委員 はい、議長。17番、鈴木です。

18ページをご覧ください。

(議案書朗読)

いずれにつきましても、認定農業者あるいは担い手の農家等に利用集積をお願いしたところありますので、地区審査でも異議はございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

次に、柴橋地区、柏倉吉美委員をお願いします。

柏倉委員

はい、議長。18番、柏倉です。

18ページをご覧ください。

(議案書朗読)

いずれも耕作者が認定農家あるいは担い手農家でありますので、今後、耕作するに心配ないと思われれます。地区審査でも異議ございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

次に、高松・醍醐地区、猪倉通文委員をお願いします。

猪倉委員

はい、議長。4番、猪倉です。

24ページ。

(議案書朗読)

いずれも農業振興地域地内にあり、地区の担い手等に貸し出すために集積するものであります。集積する農地に適していると判断いたしました。また、地区審査でも異議はございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局（農地係長） いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

木村議長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長 ないようですので、それでは採決します。

議第14号「農用地利用集積計画書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長 議決が終わりましたので、関係委員の入室を許可します。

（大泉邦彦委員、佐藤義広委員、土屋喜久夫委員、入室）

木村議長 関係委員に申し上げます。議第14号は原案のとおり決定したことを報告します。

木村議長 次に、議第15号「平成28年度寒河江市農業委員会運営方針（案）について」、事務局より説明をお願いします。

事務局（局長補佐） それでは私のほうから、平成28年度寒河江市農業委員会運営方針（案）についてご説明したいと思います。

こちらの運営方針については、このたびの法改正によりまして農地利用最適化の推進に努めなければならないというふう

なことがありましたので、どのような方針をもって農地利用最適化を推進していくかというふうなことで考えたものでございます。

最初に、1番として基本方針でありますけれども、概略のご説明をしていきたいと思っております。近年の農業情勢はいろいろ目まぐるしく変化しているという中で、今回、農業委員会法また農地法が改正され、28年の4月1日から施行というふうなことになっております。

そういった中で、今回の農地法に基づく許認可事務のほかに、担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規就農者参入の促進に積極的に取り組んでいくというふうなことが法律に盛り込まれております。それを受けまして、当委員会でも法改正の趣旨にのっとり、3つの柱を立てましてやっていきたいと。①が担い手への農地集積・集約化。②が耕作放棄地の発生防止と解消。③が新規就農者等の育成・確保というふうなことであります。

この基本方針によりまして、2番目に活動方針ということで6つの方針を掲げております。(1)が農地法に基づく許認可申請等の審議において、現地調査を実施し、迅速かつ適正に実施していくというふうなことであります。これを受けまして、先月の総会でも申しあげたように、農地法の転用許可の流れが変わるというふうなことになりました。そのために申請書の受け付け締切日をこれまでの14日から10日というふうなことに変更しまして、現地調査を余裕を持ってやっていくというふうなことに改正させていただいております。

締切日が早くなりますけれども、30アール以下の申請につきましては県の農業会議のほうの意見が要らなくなるというふうなことがありますので、10日ほど早く許可を出せるというふうなことになります。

(2)につきましては、農業委員会法の改正によって農業委

員会体制が変わるというふうなことでありますので、十分な検討を行っていただくということでもあります。

(3) 農地中間管理事業や人・農地プランを活用して担い手への農地集積・集約化を図っていく。また、農地利用最適化の推進に努めるための課題や問題点について、行政機関への意見の提出を行っていくということで、先ほど申し上げたように最適化の推進指針を定めまして、そのことについて行政機関、市への意見を提出しなければならないというふうなことになっています。これまでは建議をすることができるというふうなことでありましたけれども、今度は必ず意見を出すと。出さなければいけないとなっております。

(4) としまして、遊休農地対策として農地パトロールを実施し、農地の有効活用を促す活動と、耕作放棄地対策事業を活用して遊休農地の解消に努めていきますということでもあります。

(5) が新規就農者等の育成・確保について頑張っていく。

(6) が農業委員会の日々の活動を通じ、農業者年金加入推進を図って、将来に希望を持てるような農業経営、農業が営めるよう魅力ある地域農業の確立を目指していくというふうなことであります。

3番目としまして、これを受けて具体的にどの様なことをするかを書いております。(1) が諸会議の開催と組織体制の検討をこのような形でやりますというふうなことであります。総会についてはこれまでどおり毎月25日と、全員協議会・運営委員会・各委員会は必要に応じて随時開催していくということでもあります。また、事前審査会もこれまでどおり、総会開催の4日前に実施していくというふうなことであります。例としまして組織検討委員会、先ほどの報告でも申し上げましけれども、2回実施しておりますけれども、新たな体制に向けてやっていくということでもあります。

(2) が担い手への農地利用の集積と集約化になります。主な内容として、アのほうに意見の提出を具体的にやっていくということであります。2つ目のイとしまして、人・農地プランと農地中間管理事業を活用した農地の集積を図っていくということであります。3つ目、ウですけれども、農業生産法人の適正な運営指導というふうなことであります。今回の法改正におきまして、農業生産法人の呼び方が農地所有適格法人ということで変わりました、法人の要件も緩やかになっており、農業者の人数とかそういった要件、議決権の関係が農業者以外での割合が多くなったというふうなこともありますので、その辺の指導を徹底していくということでもあります。あと4つ目、エの農地台帳の公表ということで、農地ナビです。先日、農地ナビのデモをしまして実際こういうふうになっていますよというふうなこともお見せしましたけれども、今年度中に国ではリアルタイムで変更が分かるような情報提供を行えるようにしていきたいというふうなことでありますので、そういったデータ処理などをきちんとやっていきたいというふうなことであります。

(3) として遊休農地等対策。1つ目が農地パトロールの実施ということで、これまでどおり行っていくということでもあります。2つ目は利用意向調査。こちらについては遊休農地となった方に対して利用意向調査の実施ということで、これまでは極力しなさいよということでもありますけれども、これも必須義務というふうなことになりまして、その意向調査の結果を先ほど申し上げた農地ナビのほうにも上げなければならないということでもあります。また、こちらの意向調査もパトロールが終わったらすぐやって、12月中には調査結果をまとめるということで、これまでは3月までだったんですけれども、それをまとめる時期も早くなってきたというところでもあります。

意向調査した結果、耕作放棄地と言われて自分で再生すると

いう意向だったんですけれども、1年たっても再生ならないというふうな場合には、課税強化ということでそういった措置もとりなさいよというふうなことになるようです。あとはパトロールした結果、山林に戻っているようなところは積極的に非農地証明を出して、農地以外にいなさいよというふうなことも言われているようですので、そういった箇所が結構ありますので、転作田以外等については積極的にやっていくような方向をとっていく必要があるかなというふうに思っております。

(4) 新規就農者等の担い手の育成というふうなことでありますけれども、こちらのほうは寒河江市には新規就農者育成支援協議会というふうなことで関係機関で組織している協議会がありますので、そちらのほうに積極的に協力していくと。先月、東京のほうで開かれた新農業人フェアにおいて、Iターン者を勧誘するというふうな活動報告もしましたけれども、そういったところを来年度は4回実施で回数を倍にふやましてやっていくということなので、そちらのほうにも積極的に協力していくというふうな体制をとっていくというふうなことであります。

最後は(5) 農業者年金制度の啓蒙と加入推進ということで、昨年度は国の表彰を受けるほどたくさん加入したということでもありますけれども、今年度につきましては目標設定の人数ということで、最終的には3人の加入者というふうなことでありますけれども、一応目標は達成しておりますので、来年についても引き続き善処していきたいというふうなことであります。

これらに関連しまして、では具体的な日程はということで別紙A4の寒河江市農業委員会の主な業務ということでお渡ししているかと思えます。

主なものだけ掲げております。一番左側から、内容ということは全体にかかわる内容でございます。一番大きいところでは7月の行政視察というところでありまして、こちらのほうはさき

の運営委員会でいつ頃いいかということで決定しまして、昨年同様7月下旬から8月上旬というふうなところでやっていきたいと。視察先等については、今後、運営委員会等で検討していきながらやっていくというふうなことであります。

2つ目は組織改革ということで、組織改革に向けて検討委員会をやっていくということでもありますけれども、大まかなスケジュールを申し上げますと、検討委員会を何回か重ねまして10月には委員定数、あとは事務局体制等も決定する必要があるというふうなことであります。ここで人数等を決定しまして、12月の議会にかけて条例改正をする必要があるというふうなことでありますので、ここで正式に決定していくというふうなタイムスケジュールでございます。それを受けまして3月以降に具体的な農業委員と最適化推進員の公募・推薦等をはじめ作業をしていくというふうなことになるかなと思います。

それで、右の備考の一番下に書いてありますが、6月議会にて農業委員の選任の同意が必要と。議会の同意が必要ですので、ここで同意を得て、7月までの任期でございますので7月21日から新たな体制になっていくというふうなことで、こういった段取りで新体制に向けて取り組んでいくというふうなことになるかなというふうに思います。

あとは右のほうの振興と農地の委員会については、基本的にはこれまでどおりかなというふうなことで、この後委員会のほうで詳細について検討していただくということになっていきます。

ということで、備考にありますように委員会のメンバーは入替えということで、申し合わせ事項で半期交代というふうなことにしておりますので、委員長、副委員長以外はメンバーを交代してやっていくというふうなことになりますので、今回、実施計画を立てていただいて、4月に新たなメンバーで再度確認をしていろいろと変えていきたいというふうに考えておりま

すので、4月にも再度、常任委員会を開催したいというふうに思っております。

備考のほうに10月から集積計画というふうに書いております。これは農地中間管理事業の計画でございます。こちらについては別紙A4のうちの中間管理事業のスケジュールという3つ折りの表が入っているかと思えます。そちらをちょっとごらんいただきたいと思えます。

中間管理事業のスケジュール（案）につきましては、先週、県のほうから示されたものです。若干細かくて文字が見つらいということで大変申しわけないんですけども、基本的な回数は今年度と同じだというふうなことであります。ただ、回数は同じなんですけれども、今度は9月から集積を始めたいというふうなことになるようです。

ということで、真ん中の8月に星印がありますけれども、実際には8月中旬にマッチング案をある程度整えないと9月にはかけられないというような中身になるようです。一番左の月を見てもらうと9、10、12、2と赤丸で書いていますけれども、ここで集積をして配分するというプランで11月、1月は配分がないですと。ここは2カ月かけてやるということで、要は年末に向けて件数が多くなるというふうなことなので、ここはより時間がかかると。集積してから配分になるまでに今までの2カ月が今度は3カ月になりますということになっていくようです。かなりその辺はどうなのかということで、事務局としてもちょっとあるわけなんですけれども、このような形でいきたいというふうなことであります。

また、右側のほうの四角で囲んでいますけれども、機構から担い手への利用権設定は12月までの案件が28年の協力金の対象ですよということで、10月集積になった分までしか来年度の経営転換協力金の対象にならないと。こちらのほうも早まるというふうなことなので、現実的には9月中の集積で

はなかなか難しいと。今押さえているところでは10月以降の集積になるのかなというふうには思いますけれども、そんなことを言っても仕方がないので、このスケジュールにあわせた形で委託を受けている農協さんとかと協力しながら、これまでのサイクルを早めた形で契約会のほうを進めていかないと、なかなか中間管理事業を活用しての集積にはならなくなってしまうのかなというふうに思っていますので、その辺の認識を変えていかなければいけないというふうに思っているところです。

また、先ほど会議等の日程というふうなことを申し上げましたけれども、こちらについてもA4でカレンダーのほうと、あと名簿が書いてある事前審査会の一覧をお渡ししております。

1年分のカレンダーと担当名等が書いてあるものであります。

総会の日程とか締め切り日、事前審査会の日程を入れておりますので、こちらのほうをご参考にさせていただきながら活動をお願いしたいと思います。また、事前審査会当番の一覧表もお渡ししておりますので、都合等があればこの担当表を見て変更していただいてご協力をお願いしたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

そういった形で、運営方針に基づいた計画ということでもいろいろ書きましたので、よろしくご検討をお願いしたいと思います。

木村議長

ただいまの議第15号「平成28年度寒河江市農業委員会運営方針（案）について」、説明がありましたけれども、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第15号「平成28年度寒河江市農業委員会運営方針(案)について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第15号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長 これで本日上程された議案については全て議決されました。以上をもちまして本日の総会を終了いたします。ご苦労さまでした。

閉会 午前11時11分

平成28年3月25日

第3回総会 議長.....

議事録署名委員 13番委員.....

議事録署名委員 15番委員.....